

松山市耐震改修促進計画

令和 2年 2月

目次

第1 基本方針	P1
1 目的		
2 予防対策の推進		
3 応急対策の推進		
第2 想定される地震の規模、想定される被害の状況等	P1
1 松山市の特徴		
2 想定する地震		
3 想定される被害の状況		
第3 耐震化の現状	P4
1 住宅		
2 多数の者が利用する建築物等		
第4 耐震化の目標	P6
1 減災対策の効果		
2 目標の設定		
第5 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策.....		P8
1 住宅及び建築物の所有者等、県、市町の役割等		
2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策		
3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備		
4 要緊急安全確認大規模建築物に関する事項		
5 要安全確認計画記載建築物に関する事項		
6 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項		
7 地震時の総合的な安全対策に関する事項		
8 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策		
第6 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	P12
1 地震ハザードマップ(防災マップ)について		
2 相談体制の整備及び情報提供について		
3 リフォームにあわせた耐震改修の誘導		
4 自主防災組織等との連携		

第7 所管行政庁による指導、助言及び指示.....	P13
1 耐震改修促進法による指導等について	
2 建築基準法による勧告又は命令等の実施	
第8 その他必要な事項	P14
第9 実施期間	P16
第10 計画の見直し	P16
【資料編】	P17
1、要安全確認計画記載建築物一覧	
2、緊急輸送道路・避難路等について	
3、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年法律第123号)(抜粋)	
4、「建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令」(平成7年政令第429号)(抜粋)	
5、「建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則」	
(平成7年建設省令第28号)(抜粋)	
6、「愛媛県防災対策基本条例」(平成18年条例第58号)(抜粋)	
7、「建築基準法」(昭和25年法律第201号)(抜粋)	
8、「建築基準法施行令」(昭和25年政令第338号)(抜粋)	
9、「松山市被災建築物応急危険度判定要領」(平成18年8月28日制定)	
10、「松山市被災建築物応急危険度判定実施本部業務マニュアル」	

第1 基本方針

1 目的

松山市耐震改修促進計画（以下「市計画」という。）は、「松山市地域防災計画」、「愛媛県耐震改修促進計画」（平成19年3月策定。以下「県計画」という。）及び「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年10月27日法律第123号。以下「法」という。）第6条第1項に基づき、地震災害に対する予防対策及び地震発生時における応急対策の促進を目的とする。

(1) 予防対策

市内の住宅及び建築物の耐震性能を確保するため、耐震性能の把握を目的とした耐震診断と、その結果に基づく耐震改修を促進することによって、耐震性能の向上を図り、今後予想される地震災害に対して市民の生命及び財産の保護を図る。

(2) 応急対策

被災した住宅及び建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、市民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施する体制を整備することを目的とする。

2 予防対策の推進

市内のストックの状況及び被害が生じた際の利用者及び周辺への影響を鑑み、耐震化の促進を図る住宅及び建築物は次のものとし、法の積極的運用及び国庫補助事業等の活用により推進を図る。

(1) 昭和56年5月31日以前に建築の工事に着手した旧耐震基準の住宅

(2) 法第14条第1号から第3号に掲げる建築物であって、昭和56年5月31日以前に建築の工事に着手した旧耐震基準のもの（以下「特定建築物」という。）

法第14条第1号：多数の者が利用する建築物

法第14条第2号：危険物を貯蔵又は処理する用途に供する建築物

法第14条第3号：県計画に記載された道路の沿道建築物（第5第6項関係）

なお、次に掲げる建築物については、重点的に耐震化の推進を図るものとする。

(1) 木造戸建て住宅

(2) 法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物

(3) 法第5条第3項第1号の規定により市計画に記載する要安全確認計画記載建築物

3 応急対策の推進

応急対策は、「市計画」に定めるもののほか、判定支援本部業務マニュアル、判定支援支部業務マニュアル、判定実施本部業務マニュアル、判定協力本部業務マニュアル、判定士招集連絡マニュアル、判定士業務マニュアルに基づき県、市町及び「愛媛県建築物耐震改修促進連絡協議会」（以下「協議会」という。）が迅速かつ的確に実施するものとする。

第2 想定される地震の規模、想定される被害の状況等

1 松山市の特徴

(1) 地形・地質

松山市の東は四国山脈を背景に、西は瀬戸内海に面し、島しょ部を有している。

平野部には、1級河川重信川、石手川が東西に流れ、これを囲む一帯は沖積層から

なる地味肥沃な松山平野を形成している。また、市内には松山城のある分離丘陵を中心に南東には緩やかな山地丘陵が広がっている。

地質構造は、徳島県吉野川の北岸沿いから愛媛県法皇山脈、石鎚山脈の北麓から松山平野の南部を経て双海町上灘で瀬戸内海を経て、九州に連続する『中央構造線』が形成されている。本市はこの南北の内帯（日本海側）と外帯（太平洋側）にまたがっているため、多くの地層が分布している。

特徴を示す地層としては、湯山杉立から溝辺、松山城、大峰ヶ台、弁天山等を通り北吉田の忽那山、北は花崗岩地帯であるのに対し、これより南は和泉砂岩帯で、その接触地域は変成岩地帯となっている。

また、御幸寺山、港山、興居島の小富士、経ヶ森、潮見山等には安山岩の岩脈があり、周囲の花崗岩よりも侵蝕抵抗が強いため、分離丘陵となっている。

(2) 市付近の活断層の分布

四国を縦断する中央構造線活断層系は、日本の陸上でも最も明瞭な断層変位地系をもつA級活断層であり、南西日本の支配的断層を形成している。

しかし、四国山脈中には線状模様（リニアメント）は多くみられるが、活断層はほとんど認められず、主要な活断層群は吉野川沿いから東予沿岸域にかけて、集中し、さらに高縄半島を横断して市を取り巻くような形で伊予灘に達している。

2 想定する地震

松山市付近においては、中央構造線活断層帯があり、これらが活動した場合、地震の規模は小さくとも内陸直下型地震として大きな被害が懸念される。

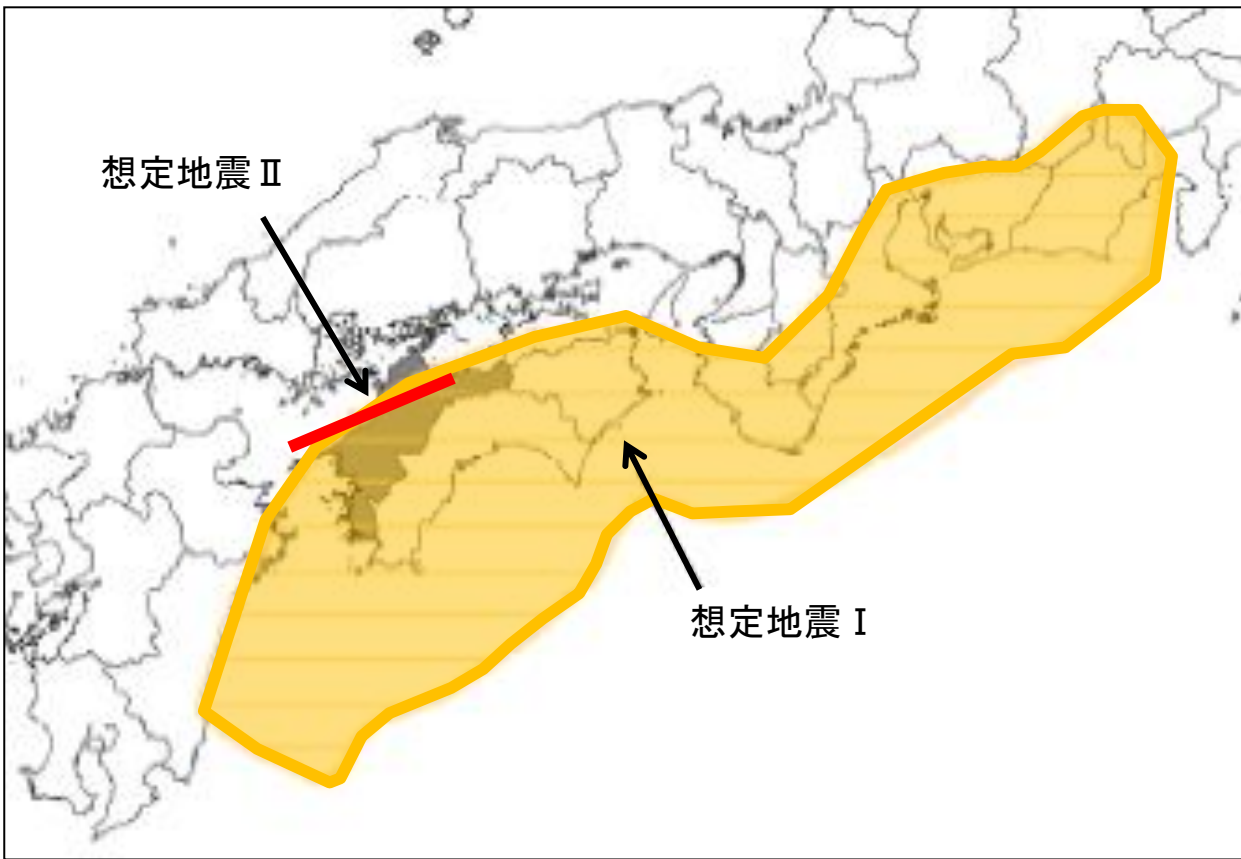
しかし、歴史的には南海トラフにおける海洋性巨大地震が繰り返し発生していることから、市では直下型地震より被害は小さいと予想されているが、21世紀前半までには高い確率で発生するといわれている南海地震についても対策が重要となっている。松山市地域防災計画では、想定する地震を【表2-1】及び【図2-1】としている。

【表2-1】 想定地震

名 称	地震の種類	内 容	マグニチュード
想定地震Ⅰ	海溝型地震	南海トラフ巨大地震（陸側ケース）	9.0
想定地震Ⅱ	内陸型地震	石鎚山脈北縁西部－伊予灘（中央構造線断層帯）の地震	8.0

* 松山市地域防災計画より

【図2-1】 想定地震の発生領域



※松山市地域防災計画より

3 想定される被害の状況

想定地震の揺れによって想定される建築物等の被害については、地域防災計画において被害想定（「松山市地域防災計画」（平成26年度））が示されており、その内容は【表2-2】のとおり

【表2-2】 被害想定結果

調査内容		被害想定	想定地震 I	想定地震 II	
			マグニチュード 9.0	マグニチュード 8.0	
			南海トラフ巨大地震 (陸側ケース)	石鎚山脈北縁西部－ 伊予灘 (中央構造線断層帯)の地震	
被害状況	建物被害	全壊棟数 (冬18時)	揺れ	8,037 棟	3,341 棟
			液状化	2,496 棟	1,706 棟
			土砂災害	41 棟	34 棟
			津波	72 棟	0 棟
			合計	10,646 棟	5,081 棟
	半壊棟数 (冬18時)	揺れ	18,375 棟	15,360 棟	
		液状化	3,911 棟	2,888 棟	
		土砂災害	96 棟	80 棟	

			津波	3,593 棟	0 棟
			合計	25,974 棟	18,328 棟
火災		全出火件数 (冬 18 時)		153 件	80 件
		焼失棟数 (冬 18 時)		25,112 棟	10,429 棟
人的被害	死者数 (冬深夜)		建物倒壊	482 人	200 人
			土砂災害	4 人	3 人
			津波	184 人	0 人
			火災	45 人	0 人
			ブロック塀倒壊 等	0 人(冬 18 時 : 1 人)	0 人(冬 18 時 : 1 人)
			合計	715 人	203 人
	負傷者数 (冬深夜)		建物倒壊	5,464 人	3,738 人
			土砂災害	5 人	4 人
			津波	78 人	0 人
			火災	161 人	0 人
			ブロック塀倒壊 等	0 人(冬 18 時 : 45 人)	0 人
			合計	5,707 人	3,742 人
		揺れによる要救助者数 (自力脱出困難者、冬深夜)		2,745 人	1,140 人
	避難者 (冬 18 時)		1 日後	89,002 人	22,043 人
			1 週間後	85,628 人	40,647 人
			1 ヶ月後	60,518 人	27,847 人
		帰宅困難者数 (冬 18 時)		36,310 人	36,310 人
	避難行動 要支援者 (冬 18 時)		1 日後	11,034 人	2,576 人
			1 週間後	9,001 人	3,959 人
			1 ヶ月後	3,536 人	1,627 人

* 松山市地域防災計画(被害予想結果 P 20)による。

第 3 耐震化の現状

1 住宅

平成 25 年住宅・土地統計調査によると、本市における住宅の耐震化の状況は【表 3-1】のとおり、居住世帯のある住宅約 22 万 5 千戸のうち、昭和 55 年以前に建設された住宅は約 6 万 1 千戸である。

これらの住宅について、耐震適合率の全国値を用いて耐震化率を推計すると、約 84.3%と、全国平均(約 82%)を上回る水準となっている。

【表3-1】住宅の耐震化の推計（平成25年度末）

区分	昭和56年以降の住宅 ①	昭和55年以前の住宅②	住宅数 ④ (①+②)	耐震性有住宅数 ⑤ (①+③)	現状の耐震化率 (%) ⑤/④
		うち耐震性有③			
木造戸建	69,142	43,988	113,130	81,600	72.1%
		12,458			
共同住宅等	94,773	17,337	112,110	108,286	96.6%
		13,176			
合計	163,915	61,325	225,240	189,886	84.3%
		25,639			

* 「共同住宅等」＝木造戸建住宅以外の住宅（長屋、共同住宅、木造以外の戸建住宅等）

* 平成25年住宅・土地統計調査による。いずれも、居住世帯のある住宅戸数。

2 多数の者が利用する建築物等

平成27年度末時点の建築物の状況調査結果によると、本市における法第14条第1号、第2号に規定される多数の者が利用する建築物等の耐震化の状況は、【表3-2】及び【表3-3】のとおりであり、耐震化率は77.0%と全国平均の約85%を下回っている。なお、昭和56年6月以前の多数の者が利用する建築物等は市内で1,116棟あるが、そのうち耐震性があるとされる建築物は438棟で、39.2%程度に過ぎない。

【表3-2】多数の者が利用する建築物等の耐震化の現状（平成27年度末）

区分	昭和56年6月以降の建築物棟数 ①	昭和56年5月以前の建築物棟数 ②	建築物棟数 ④ (①+②)	耐震性有建築物棟数 ⑤ (①+③)	現状の耐震化率 (%) ⑤/④
		うち耐震性有③			
法第14条第1号	1,640	1,015	2,655	2,068	77.9%
		428			
法第14条第2号	187	101	288	197	68.4%
		10			
合計	1,827	1,116	2,943	2,265	77.0%
		438			

※国及び県、市所有施設を含む。

【表3-3】多数の者が利用する建築物等の耐震化の現状（所有者別）（平成27年度末）

区分	昭和56年6月以降の建築物棟数 ①	昭和56年5月以前の建築物棟数 ②	建築物棟数 ④ (①+②)	耐震性有建築物棟数 ⑤ (①+③)	現状の耐震化率 (%) ⑤/④
		うち耐震性有③			

公共	328	315	643	611	95.0%
		283			
民間	1,499	801	2,300	1,654	71.9%
		155			
合計	1,827	1,116	2,943	2,265	77.0%
		438			

※国及び県、市所有施設を含む。

第4 耐震化の目標

1 減災対策の効果

減災効果がある防災への取組は多数あるが、愛媛県地震被害想定調査結果（最終報告）では、県内で人的被害が最大となる南海トラフ巨大地震（陸側ケース）を例とし、今後の防災への取組がどの程度の減災効果を及ぼすかを試算している。

（1）住宅及び建築物の耐震性の強化

市内の住宅の耐震化率は、現状（平成25年度末）で約84.3%となっている。旧耐震基準の住宅及び建築物が、建て替えや耐震化により全て耐震性が強化された場合には、揺れによる全壊棟数は8,037棟から884棟に軽減され、約10分の1となる。さらに、耐震化を行えば、住宅及び建築物の倒壊による火気器具・電熱器具からの出火を防ぐことができるほか、倒壊して自力脱出が困難となることや、延焼拡大時に避難路を防ぎ避難を困難となることも防ぐことができることから、倒壊・火災による死者数は715人から129人に軽減され、約5分の1となる。

加えて、住宅及び建築物の被害が減ることとなり、地震後も自宅に留まることが可能となり、1日後の避難所における避難者も56,647人から36,096人に軽減され、約3分の2となる。

（2）家具等の転倒・落下防止対策の強化

愛媛県地震被害想定調査結果（最終報告）によると、全国の家具等の転倒・落下防止対策実施率である約26.2%を基に被害を想定し、この実施率を100%にすることで、死者数は364人から99人に軽減され、約7分の2となる。さらに、屋外に迅速に避難することも可能となることから、津波から避難するためにも、家具等の転倒・落下防止対策を行うことが重要となる。

（3）津波避難の迅速化

地震発生後、全員が迅速に避難すれば、20%の人が迅速に避難する場合と比較すると、死者数は約9分の2に軽減できる。

（4）直接被害額の軽減

愛媛県地震被害想定調査結果（最終報告）によると、住宅及び建築物の耐震化率を100%とすれば、全壊棟数、半壊棟数が軽減することによる直接被害額の軽減の減災効果が及び、直接被害額は16.2兆円から8.1兆円に軽減され、約2分の1となる。

2 目標の設定

南海トラフ巨大地震が発生すれば、これまでに経験したことがない規模の被害を受けることとなるが、耐震化や早期避難等、対策を講じることによって被害は激減することを十分理解し、平時からしっかり備えることが必要である。

また、施設等や経済的な被害については、被害ゼロを目標にすることは現実的でなく、被害の拡大を少しでも抑えることができるよう各々が対応できることを見極め備えておくことが重要である。

このことから、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化における目標は、現在の耐震化の状況を鑑みて【表3-4】のとおりとする。

住宅の耐震化率については、将来の既存住宅の滅失及び新規住宅建設の推移や耐震診断結果及び耐震改修実績による既存住宅の耐震性能確保戸数の推計、また、耐震改修実績から推計する今後の施策効果等を踏まえ、現状の耐震化率84.3%を令和2年度末には90%とすることを目標とする。

また、多数の者が利用する建築物については、現状の耐震化率77.0%を令和2年度末には85%とすることを目標とする。

特に、多数の者が利用する建築物のうち、学校、病院、庁舎等については、地震災害が発生した場合において避難場所になるなど、防災上重要な公共的建築物であるが、現況の耐震化率は【表3-5】の1から2のとおりとなっている。

また、公営住宅の現況の耐震化率は【表3-5】の3のとおりとなっている。

【表3-4】住宅及び多数の者が利用する建築物等の耐震化の目標

区分	現状 (平成25年度末)	耐震化の目標 (令和2年度末)
住宅 総数	225,240戸	227,500戸(推定)
うち耐震性有	189,886戸(84.3%)	204,750戸(90%)
うち耐震性無 (未確認を含む)	35,354戸(15.7%)	22,750戸(10%)
区分	現状 (平成27年度末)	耐震化の目標 (令和2年度末)
法第6条第1号 総数	2,655棟	2,750棟(推定)
うち耐震性有	2,068棟(77.9%)	2,337棟(85%)
うち耐震性無 (未確認を含む)	587棟(22.1%)	413棟(15%)

【表3-5】各用途別公共的建築物の耐震化の現状（棟ベース）

施設名	棟数	過去の状況 (平成21年度末)	現状 (平成27年度末)
1 学校	299	205棟(68.8%)	290棟(97.0%)
2 庁舎、公益上必要な 建築物	137	108棟(74.0%)	132棟(96.4%)
3 公営住宅等	207	130棟(72.6%)	189棟(91.3%)
合 計	643	443棟(71.1%)	611棟(95.0%)

※国及び県、市所有施設を含む。

第5 住宅及び建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 住宅及び建築物の所有者等、市、県の役割等

住宅及び建築物の所有者等、市、県の役割等については、県条例に定めるもののほか、次のとおりとする。

*愛媛県防災対策基本条例：【資料編】6

(1) 住宅及び建築物の所有者等（所有者、管理者又は占有者をいう。以下同じ。）の役割

住宅及び建築物の耐震化は、倒壊した場合にその居住者のみならず周囲の敷地及び沿道にも被害をもたらす危険性を取り除く地域防災対策であり、まずは住宅・建築物の所有者等が、それを自らの問題、地域の問題として認識し取り組む。

(2) 市の役割

本市は、住民にもっとも身近な行政主体として、「市計画」に基づき住宅及び建築物に対し、必要に応じて、耐震診断、耐震改修等の助成を行い、計画的な耐震化を推進する。また、自主防災組織や地域住民と連携した取組みを実施する。加えて、本市が管理する施設について、計画的に耐震化を進め、自ら耐震性の確保に努めることとする。

(3) 県の役割

県は、住宅及び建築物の所有者等の取組みや市町の取組みを支援するため、耐震診断、耐震改修を行いやすい環境整備等を行い、必要に応じ、市町が実施する耐震診断及び耐震改修等に対する補助事業に対して助成を行う。また県、市町、公益社団法人愛媛県建築士会、一般社団法人愛媛県建築士事務所協会、一般社団法人愛媛県建設業協会、一般社団法人愛媛県中小建設業協会及び株式会社愛媛建築住宅センター（以下「建築関係団体等」という。）で組織する「協議会」において、地震災害に対する予防対策及び応急対策の推進を図る。

(4) 県、市町及び協議会の連携

協議会の構成員である県、市町及び建築関係団体等は、「市計画」の実施にあたっては、連絡調整を図りながら協力して効果的な推進を図るものとする。

2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

(1) 住宅の耐震化の促進について

- 本市は、国庫補助事業等を活用して、耐震診断及び耐震改修等に対する助成を行い、住宅の耐震化を推進する。また、県と協力して、別に定める住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに基づく取組みを実施する。
- 本市は、既存住宅の耐震診断及び耐震改修等の普及を図るため建築関係団体等と協力し、県が毎年開催する講習会の啓発に努める。
- 本市は、「愛媛県木造住宅耐震診断マニュアル」に基づく、「松山市木造住宅耐震診断補助事業」等を実施する。
- 協議会は常に「住宅・建築物耐震改修等事業」等の活用が可能となるよう「愛媛県木造住宅耐震診断マニュアル」の見直しを行う。

(2) 建築物の耐震化の促進について

- 法第2条第3項に規定する所管行政庁（以下「所管行政庁」という。）は、法に基づき、所管する特定建築物に対する耐震診断及び耐震改修の現状の把握並びに指導等を行う。
- 本市は、県と協力して、市計画及び県計画に位置付けられた特定建築物について、国庫補助事業等を活用し、耐震化を促進する。
- 本市は、国庫補助事業等を活用して、法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断及び耐震改修等に対して助成を行い、耐震化を推進する。
- 本市は、既存建築物の耐震診断及び耐震改修等の普及を図るため建築関係団体等との協力体制確保に努める。
- 本市は、耐震改修を促進するため、「耐震改修指導台帳」を作成し、指導対象建築物の耐震診断実施状況等について積極的に把握に努め、継続的な対策の推進を図るものとする。
- 個別の指導対象建築物の所有者等に対し、作成した台帳に基づき文書による耐震診断・耐震改修状況の把握に努め指導を行うこととする。
- 優先的に耐震診断・改修を実施する建築物は庁舎（本庁・支所）、学校及び病院等で、避難場所や防災拠点となる公共性の高い施設とする。

3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

(1) 愛媛県住宅リフォーム支援事業の啓発

県は、金融機関、リフォーム事業者と連携し、県民の円滑な住宅リフォームを支援するため、リフォームかし保険を利用した工事を行う際の資金について、優遇措置を講じる金融機関を紹介する「リフォーム融資紹介事業」、及び「リフォーム相談・情報提供サービス」の2つの事業を柱とする「住宅リフォーム支援事業」を実施しているが、本市は、この事業の周知に努める。

(2) 暮らしと住まいフェア開催事業の啓発

県は、安全で快適な生活ができる住まいづくりを進め、良質なストックの形成や良好な住環境の整備を図ることを目的に、住宅に関する情報提供や啓発を内容とした「暮らしと住まいフェア」を開催する。

(3) 防災キャンペーン開催事業

本市は、「防災とボランティア週間」に合わせて広く市民に防災とボランティアに対する認識を深めてもらうと共に、災害の備えを一層強化してもらうこ

とを目的に「防災キャンペーン」を実施するなかで、住宅耐震相談コーナーを設置するなど、耐震化の普及啓発に努める。

(4) 住まいの地震対策講座・戸別訪問

本市は、住宅の地震対策、市民の防災意識向上のために防災フェア、地区公民館等に出向き、過去の地震被害のことや住宅の耐震診断及び耐震補強工事の方法等の住まいの地震対策について講習を実施するとともに、住宅の耐震化を緊急的に促進するため、県や建築関係団体等と連携し、市内において、戸別訪問を実施し、耐震化の重要性等について直接説明を行う。

【参考】

※愛媛県住宅リフォーム支援事業

<http://www.pref.ehime.jp/h41000/5747/reform/index.html>

※えひめくらしと住まいフェア

<http://www.pref.ehime.jp/h41000/housing-fair/top.html>

4 要緊急安全確認大規模建築物に関する事項

(1) 耐震診断の義務

法附則第3条第1項の規定により、要緊急安全確認大規模建築物の所有者等は、当該建築物について耐震診断を行い、その結果、耐震性がないとされたものについては、耐震改修を行うように努める。

(2) 耐震診断の結果の公表

所管行政庁は、要緊急安全確認大規模建築物の所有者等から報告を受けた当該建築物の耐震診断の結果について、平成29年2月21日にインターネット等により公表している。

<http://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/kurashi/jutaku/taisinnkeka-kouhyou.html>

5 要安全確認計画記載建築物に関する事項

(1) 指定及び耐震診断の義務

愛媛県地域防災計画では、災害対策拠点・交通拠点・災害拠点病院等の災害対応を円滑に実施するための交通輸送路として緊急輸送道路を定めているが、この緊急輸送道路については、発災後、計画的に交通輸送を確保（啓開）するために策定している「愛媛県道路啓開計画」において、連絡する施設の災害対応の重要度に応じて、ステップⅠ・Ⅱ・Ⅲの三段階で啓開する順番を定めている。

上記、道路啓開計画において、早期に啓開される路線に接続する施設は、当然、災害時の支援や救援の指揮系統において重要となる施設であり、交通輸送が確保されたとしても、施設が損傷すれば災害対応に多大な影響を与えることから、地震に対する安全性を確保する必要がある。

このことから、県は、道路啓開計画のステップⅠ及びⅡで啓開される路線で結ばれる建築物であって、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして令第3条に規定する建築物に限るものとし、要緊急安全確認大規模建築物であるものを含むものとする。）を、法第5条第3項第1号に規定する要安全

確認計画記載建築物に指定し、その所有者等は、当該建築物について耐震診断を行い、また、耐震診断の結果、耐震性がないとされたものについては、耐震改修を行うように努める。

＊要安全確認計画記載建築物一覧（県計画）：【資料編】 1

（２）耐震診断の結果の公表

所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者から報告を受けた当該建築物の耐震診断の結果について、平成30年11月30日にインターネット等により公表している。

6 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

法第6条第3項第2号に基づく「建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれのある道路」として、「松山市地域防災計画」に位置付けられた一次緊急輸送道路、二次緊急輸送道路及び避難路、主要避難路を指定し、沿道の建築物の耐震化を推進する。

また、発災後、早期に啓開すべき路線である愛媛県道路啓開計画のステップⅠ及びⅡ（高速道路を除く。）の路線に接する敷地内にある法14条第1号の特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図る。

※緊急輸送道路及び避難路等：【資料編】 2

7 地震時の総合的な安全対策に関する事項

（１）家具の転倒対策

本市は、タンス、食器棚、冷蔵庫等の転倒による事故の防止及び安全対策等、家庭における防災対策に関する知識等を周知、指導する。

（２）窓ガラス・外壁等落下危険物等の飛散・落下防止

本市は、多数の人が通行する市街地の道路等に面する建物の窓ガラス・落下危険物等の飛散・落下の危険性のある建築物の所有者等に対し、事故の防止及び安全対策等を周知、指導する。

（３）ブロック塀の倒壊・自動販売機の転倒防止

地震によりブロック塀が崩壊した場合、死傷者が出るおそれがあるだけでなく、避難や救助・消火活動に支障が出る可能性があることから、本市は、ブロック塀の設置者又は管理者に対し、安全なブロック塀の築造方法及び既存ブロック塀の補強方法及びフェンスや生垣への転換等について周知、指導を行うこととし、別に定める災害時の重要な避難路等については、ブロック塀の安全確保を推進する。

また、同様に自動販売機についても、安全な設置方法について、周知、指導する。

（４）既設エレベーターの防災対策

地震時における閉じ込めや戸開走行事故に対する既設エレベーターの安全確保を図るため、重点的に取り組む区域として市内全域を指定し、建築基準法第2条に規定する特定行政庁（以下「特定行政庁」という。）は、建築基準法によるエレベーターの定期調査報告書の機会等をとらえ、現行基準に適合しない

エレベーターが設置された建築物の所有者等に対して、事故のリスク等を周知し、安全性の確保を指導すると共に、地震の初期微動を感知して最寄りの階に停止する装置（P波感知型地震時管制運転装置）の設置、主要機器の耐震補強措置、及び戸開走行保護装置の設置の導入促進に取り組む。

（５）天井脱落防止対策

東日本大震災では、体育館、商業施設、工場などの大規模空間を有する建築物の天井について、比較的新しい建築物も含め、脱落する被害が多くみられたことから、特定行政庁は、建築基準法による定期調査報告書等を活用して状況把握に努め、劇場、避難所等震災時の安全確保・機能確保が特に必要な施設等について、天井の脱落防止対策の促進に取り組む。

【参考】

※すまいのしおり

<http://www.pref.ehime.jp/h41000/5747/shiori/shiori.html>

※自宅の家具転倒防止対策について

<http://www.pref.ehime.jp/h15350/7258/chair/index-chair3.html>

※既設昇降機への安全装置（戸開走行保護装置・地震時管制運転装置）の設置に関するお願いについて

<http://www.pref.ehime.jp/h41000/syoukouki.html>

8 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策

地震に伴うがけ崩れ等による住宅・建築物の被害を防止するため、安全な場所への移転や、造成された宅地の崩壊防止対策を推進する。

（１）がけ地近接等危険住宅移転事業

本市は、危険ながけ付近に建築された住宅の所有者等に対し、移転等を促進するため、普及・啓発に努める。

第6 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

1 地震ハザードマップ（防災マップ）について

本市では、想定できる地震が発生した場合の人的被害や建物倒壊被害、火災被害などについて予測を行い、地震による地域の危険性を事前に把握するとともに、今後の防災対策の推進に反映させることを目的に、「愛媛県地震被害想定調査」に基づき、松山市防災マップを作成している。

また、「愛媛県地震被害想定調査」では、想定地震動による想定震度分布図などがインターネットによって公開されている。

【参考】

※愛媛県地震被害想定調査結果（第一次報告）（平成25年6月10日）

<https://www.pref.ehime.jp/bosai/higaisoutei/higaisoutei24.html>

※愛媛県地震被害想定調査結果（最終報告）（平成25年12月26日）

<http://www.pref.ehime.jp/bosai/higaisoutei/higaisoutei25.html>

※改訂版まつやま防災マップ

<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/bosai/bousai/keihatu/bousaimap.html>

2 相談体制の整備及び情報提供について

(1) 法の普及・啓発

本市は県と協力し、建築技術者や建築物の所有者等に対し、法の周知に努めるとともに、既存建築物の耐震診断と改修に関する普及・啓発に努めることとする。

(2) 相談窓口の設置

本市は県と協力し、既存建築物の耐震診断と改修について、市民に正しい情報を提供するため、相談窓口を開設することとする。

3 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

本市は、県が実施している、愛媛県住宅リフォーム支援事業の啓発に努めるとともに、建築相談等の機会などを活用し、リフォーム時における耐震改修の誘導に努める。

また、平成12年以前に建築された住宅の中には、筋かいの端部や柱頭、柱脚の固定が不十分な場合があることから、リフォームで壁仕上げをはがすときは、既存の筋かい、柱頭・柱脚の接合部の仕様を確認し、固定が不十分な場合は補強する等、リフォーム時における耐震改修の誘導について、市民向け耐震講座等様々な機会を利用し普及・啓発に努める。

4 自主防災組織等との連携

本市は、県と協力し、建築物防災週間等の機会を活用し、自主防災組織や住民等に対する周知、啓発及び連携に努める。

市内には、町内会単位で、28年度末現在で761の自主防災組織が結成されており本市と連携した活動を継続的に行っている。

本市は、町内会や自主防災組織等を通じて、耐震診断・耐震改修を促進するため、リーフレットを配布するなど普及啓発に努める。

第7 所管行政庁による指導、助言及び指示

1 耐震改修促進法による指導等について

(1) 耐震診断義務付け対象であることの周知

法第7条に規定する要安全確認計画記載建築物及び法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物（以下「耐震診断義務付け対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者等に対して、所有又は管理する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図る。

(2) 指示対象であることの周知

所管行政庁は、法第15条第2項に規定する特定既存耐震不適合建築物（以下「指示対象建築物」という。）の所有者等に対して、所有又は管理する建築物が指示対象である旨の周知を図る。

(3) 指導・助言

所管行政庁は、耐震既存不適合建築物の所有者等に、パンフレットの配布、インターネットによる情報発信等により、耐震診断、耐震改修の必要性に関する啓発を行い、これらの対策を行うよう指導する。

あわせて、対策の実施方法について、相談窓口等で相談に応じる方法で助言を行う。

(4) 耐震診断義務付け対象建築物及び指示対象建築物に関する指示

所管行政庁は、耐震診断義務付け対象建築物及び指示対象建築物の所有者等に対し、状況に応じ法第13条第1項（附則第3条第3項において準用する場合を含む。）及び第15条第4項に基づく安全性に関しての報告の請求及び立入検査を行い、その結果を踏まえ、必要に応じ耐震診断を行うよう指示を行う。

また、耐震診断の結果、十分な耐震性が確保されていない場合については、耐震改修を実施するよう指示を行う。

指示の方法は、原則として口頭により実施する。これに対し、実施を促しても相当期間協力が得られない場合、実施すべき事項を明示した文書を交付する。

(5) 指示に従わない場合の公表

所管行政庁は、耐震診断義務付け対象建築物及び指示対象建築物の所有者等が、耐震診断や耐震改修の実施に関する文書による指示に従わない場合、当該所有者等に対し事情聴取を行う。これにより、正当な理由がないと判断された場合、法第12条第2項（附則第3条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。）及び第15条第2項に基づき、指示に従わない旨の公表を行うことを当該所有者等に通知し、公表することが妥当と判断された場合、所管行政庁は、ホームページ等で公表を行う。

この場合の正当な理由とは、除却や用途廃止の計画がある場合や、耐震診断・耐震改修の実実施計画が策定され計画的な実施が見込まれる場合等、やむを得ないと認められる場合とし、当該実施計画等を検討し判断する。

2 建築基準法による勧告又は命令等の実施

特定行政庁は、所管行政庁が法第12条第2項及び法第15条第2項に基づく公表を行ったにも関わらず、当該建築物の所有者等が耐震改修等を行わない場合で、かつ建築物の敷地及び構造耐力上主要な部分そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる場合については、建築基準法第10条の規定に基づく勧告及び命令等の措置を行う。

第8 その他必要な事項

1 「被災建築物応急危険度判定」の実実施計画

(1) 目的

地震により多くの建築物が被害を受けた場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、被災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

(2) 定義

この実施計画において、次の各項に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

①被災建築物応急危険度判定（以下「判定」という。）

余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防

止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、危険度の判定、表示等を行うことをいう。

② 応急危険度判定士（以下「判定士」という。）

前項の判定業務に従事する者として、各都道府県地震被災建築物応急危険度判定士資格認定制度要綱に基づき知事の認定を受けた者をいう。

③ 応急危険度判定コーディネーター

判定の実施に当たり、判定実施本部、判定支援本部及び災害対策本部と判定士との連絡調整に当たる行政職員及び判定業務に精通した県内の建築関係団体等に属する者をいう。

(3) 震前対策

① 市町は、判定の的確な実施を図るため、実施計画、判定実施本部業務マニュアルにおいて次の事項を定めるものとする。

(イ) 判定実施の決定

(ロ) 判定実施本部の設置

(ハ) 判定の実施に関する県との連絡調整等

(ニ) 判定対象区域、対象建築物の決定等の基準

(ホ) 応急危険度判定士、応急危険度判定コーディネーター及びその他の判定業務従事者（以下「判定士等」という。）の確保、判定の実施体制等

(ヘ) 県に対する支援要請に関する事項

(ト) 判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項

(チ) 判定資機材の調達、備蓄

(リ) その他必要な事項

② 県は、市町が地域防災計画を踏まえて震前に計画する判定に関する事項について、必要な助言をすることができる。

③ 県は、的確な支援が行えるよう、市町があらかじめ定めた事項について取りまとめておくものとする。

④ 県は、建築関係団体と協力して、判定士等の養成を行うものとする。

⑤ 県は、市町と協力して、所定の判定用資機材を備蓄するものとする。

(4) 判定実施の事前準備

① 市町は、あらかじめ想定される地震の規模、建築物の被害等を推定し、災害対策本部や避難所等の優先的に判定を実施する必要がある施設、区域及び判定対象建築物の基準を整備しておくものとする。

② 市町は、判定実施本部の体制について、また、県は判定支援本部の体制について、あらかじめ整備しておくものとする。

(5) 判定の実施

① 市町は、地震により多くの建築物が被害を受け、必要があると判断した時は判定の実施を決定し、直ちに判定実施本部の設置その他必要な措置を講じるものとする。

② 市町は、判定の実施のための支援を県に要請することができる。

③ 県は、市町から支援の要請があったときは、判定支援本部を設置し必要な支援を行うものとする。

④ 県及び市町は、判定の実施を決定した場合は、建築関係団体等の協力を得て必要な判定士等の速やかな確保に努めるものとする。

⑤県は、所定の判定用資機材が不足する場合は、当該市町に代わってこれを調達するものとする。

(6) 県と市町間の連絡調整等

①市町は、判定実施本部の設置を決定したときは、県に速やかに報告するものとする。

②判定実施本部は、県が判定支援本部を設置したときは、現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し、速やかに報告するものとする。

(7) 国及び他都道府県に対する支援の要請並びに他都道府県に対する支援等

①県は、県内の地震被害が大規模であること等により、国及び他都道府県の支援を受け入れる必要があると判断した場合は、国土交通大臣及び広域支援本部、他都道府県知事に対し、必要な支援を要請するものとする。

②県は、国土交通大臣及び広域支援本部、他都道府県知事から判定に対する支援要請があった場合は、支障のない限り必要な支援に努めるものとする。

(8) その他

①県及び市町と建築関係団体等は、協議会を通じ情報交換を行い、判定実施に際し円滑な運用が図れるよう努めるものとする。

②県は、この実施計画が市町の実施計画制定等の目安となるよう、常に見直し、必要に応じて改正するものとする。

③この実施計画の施行に関し必要な事項は、判定支援本部業務マニュアル、判定支援支部業務マニュアル、判定実施本部業務マニュアル、判定協力本部業務マニュアル、判定士招集連絡マニュアル、判定士業務マニュアル等に定める。

第9 実施期間

平成28年度から5か年を重点実施期間とし、進捗状況を勘案しながら継続して実施するものとする。

第10 計画の見直し

市計画は随時、耐震化の状況や目標、施策などを見直すこととする。また、重点実施期間経過後は、計画の実施状況等に関する評価を行い、必要に応じて見直すこととする。

附則

この計画は、平成20年4月1日から施行する。

なお、「松山市既存建築物耐震改修促進実施計画」（平成10年3月1日制定）については、平成20年3月31日をもって廃止する。

附則

この計画は、平成23年9月1日から施行する。

附則

この計画は、平成27年9月1日から施行する。

附則

この計画は、平成30年3月30日から施行する。

附則

この計画は、令和2年2月14日から施行する。